

平成20年度以降の各健康増進事業実施者による健康診査等について

0 ～ 2 歳	<p>母子保健法 (目的) 乳児及び幼児の健康の保持及び増進 (健診対象) 満1歳半を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児 / 乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者) (実施主体等) 市町村 [義務/努力義務]</p>				
3 歳					
4 ～ 15 歳	<p>学校保健法 (目的) 児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること (健診対象) 学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児 (実施主体等) 市町村教育委員会(学校に就学させるべき者)[義務] 学校(児童、生徒、学生及び幼児)[義務]</p>				
16 ～ 39 歳	<p>医療保険各法(健康保険法、国民健康保険法等) (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>	<p>労働安全衛生法 (目的) 労働者の安全と健康の確保 (健診対象) 労働者 (実施主体等) 事業者 [義務/努力義務]</p>	<p>学校保健法 (目的) 職員の健康の保持増進 (健診対象) 学校の職員 (実施主体等) 学校の設置者 [義務]</p>		<p>母子保健法 (目的) 母性の健康の保持及び増進 (健診対象) 妊産婦(妊娠中又は出産後一年以内の女子) (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p>
40 ～ 64 歳	<p>高齢者医療確保法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [義務]</p>			<p>健康増進法 (目的) 国民の健康の増進 (健診対象) 住民 (実施主体等) 市町村 [努力義務]</p>	
65 歳 ～ 74 歳	<p>医療保険各法 (目的) 被保険者・被扶養者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者・被扶養者 (実施主体等) 保険者 [努力義務]</p>			<p>注：歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、がん検診等を法第19条の2に基づく省令に規定した場合</p>	<p>介護保険法 (目的) 被保険者の要介護状態等となることの予防のための生活機能評価等 (健診対象) 第一号被保険者(介護保険) (実施主体等) 市町村 [義務]</p>
75 歳 ～	<p>高齢者医療確保法 (目的) 被保険者の健康の保持増進 (健診対象) 被保険者 (実施主体等) 後期高齢者医療広域連合 [努力義務]</p>				